

川西町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する事項を協議し、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、住民の生活に必要な旅客輸送の確保や利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、川西町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関すること。
- (4) 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長をもって充てることとし、会務を総括する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者から町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町長が指名する者
- (2) 川西町を営業区域に含むタクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 山形県バス協会が指名する者
- (6) 山形県ハイヤー協会が指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者
- (8) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

(10) 川西町において現に過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(11) 国道、県道及び町道道路管理者、山形県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委任状による者を含め、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料を提出させ、又は会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第8条 第6条の規定にかかわらず、会長は、協議が調った事項の軽微な変更をする場合並びに法令及び制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合には、委員に対し書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定による決議は、第6条第3項の規定に準ずる。

(運賃協議部会)

第9条 協議会は、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議部会（以下「協議部会」という。）を置き、第2条第3号に掲げる事項のうち、乗合旅客運送の運賃及び料金について協議するものとする。

2 協議部会の構成員は、次に掲げるものとする。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 一般旅客自動車運送事業者（運賃、料金を定め、又は変更しようとする事業者に限る。）

(3) 町民又はバス等の利用者の代表

(4) 東北運輸支局山形運輸支局長又はその指名する者

3 協議部会は、部会長を置き、協議会の会長がこれにあたる。

4 協議部会の運営にあたっては、第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「運賃協議部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 協議部会で協議が調った事項について、会長はその協議結果を協議会の委員へ報告する。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第2条各号に掲げる事項（乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項を除く。）について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会に事務局を置き、事務局員は会長が指名する。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(川西町地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 川西町地域公共交通会議設置要綱（平成21年告示第163号）は、廃止する。